

教育訓練受講のための新たな融資制度について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第203回雇用保険部会（1月16日）における主なご意見について

(順不同)

- ・ 名称について、教育訓練を表現する言葉は、「リ・スキリング」だけでなく能力開発やスキルアップなどがあり、それらも対象になると考えられるため、「リ・スキリング等」としてはどうか。
- ・ 融資の対象者に一定の年齢制限を設けることについて、人生100年時代というのを見据えて、政策的に実施するものであることを踏まえ、年齢に関わりなく融資を受けられるようにすべきではないか。
- ・ インセンティブの措置の対象となる訓練について、学び直しを広く支援する観点から、融資対象の訓練と同じにしてはどうか。
- ・ インセンティブ措置の所得制限について、個人の主体的な学び直しを政策的に支援することや債務の主体が個人であることを踏まえ、世帯ではなくて債務者である個人の年収を要件とすべきではないか。
- ・ 離職者に加えて、雇用保険被保険者であっても所得が低い者など、真に支援を必要としている方が活用しやすいよう、周知に工夫が必要。ハローワークとの接点がない人へのアプローチも検討するなど、自治体等とも連携しつつ、丁寧に案内を行るべき。
- ・ 融資対象の教育訓練を幅広に用意することに併せて、受講者のよりよいキャリア形成や就職につながるような訓練を受講した場合はインセンティブの対象にすることで、教育訓練や本融資の効果をより高めることができる。
- ・ インセンティブ措置を設けることについて一定の意識があることは理解するが、融資は返済が原則であり、現在の要件では、債務免除の申請が非常に多くなることを懸念。

第203回雇用保険部会（1月16日）からの変更点

第203回雇用保険部会（1月16日）での意見を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

【前回（1／16）事務局案】

名称

- リ・スキリング支援融資事業

【修正案】

- 広く教育訓練全般を対象とした支援を行う趣旨を明確化する観点から、「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」としてはどうか。

インセンティブ措置除外要件

- 世帯年収1,000万円以上である場合は、インセンティブ措置の対象外とする。



- 本融資は、雇用保険被保険者を対象とした、教育訓練給付金及び教育訓練休暇給付金と同様に、受講費用や生活費用を対象に、個人の主体的な学び直しを支援するものであることから、所得制限を個人単位で設けることとし、貸付時点における融資対象者本人の年収が基準額以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とすることとしてはどうか。
- 基準額は、雇用保険制度内における他の給付に関する上限額等の設定方法を参考に年収500万とすることとしてはどうか。

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業（概要）

令和7年10月から、個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資する制度を創設する。

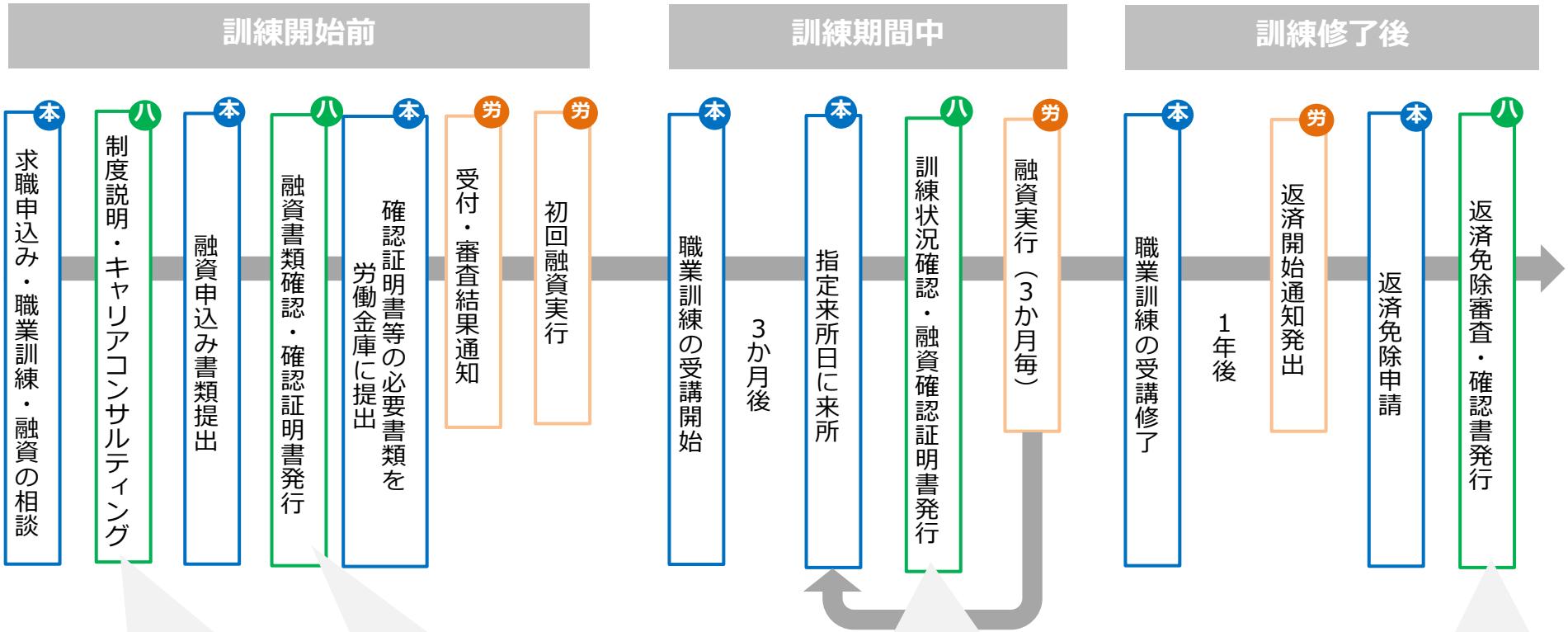
名称	リ・スキリング等教育訓練支援融資事業
事業の位置付	求職者支援制度に基づく事業として実施する。本事業の債務保証及び債務免除に要する費用負担を行う。 ※雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
実施主体	労働金庫法に規定する労働金庫
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が満66歳未満で、最終返済時の年齢が満76歳未満である者
融資内容	<ul style="list-style-type: none">以下を対象に最大2年間分とする。ただし、年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分とする。<ul style="list-style-type: none">✓ 教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）の貸付上限：年間120万円✓ 生活費用の貸付上限：年間120万円（10万円×12ヶ月）貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む）担保・保証人：不要返済期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内返済方法：元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）
融資対象教育訓練	<ul style="list-style-type: none">次の教育訓練を対象とする。（1ヶ月未満の教育訓練は対象外）<ul style="list-style-type: none">✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練✓ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練
インセンティブ措置	<ul style="list-style-type: none">求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続に繋がり、訓練修了前後の賃金を比較して以下の要件に該当したときは、それに応じて残債務の一部を免除する。<ul style="list-style-type: none">✓ 賃金が5%上昇したとき：残債務の30%（上限額は100万円）✓ 賃金が10%上昇したとき：残債務の50%（上限額は150万円）貸付時点において、融資対象者本人の年収が500万円以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とする。

(参考) 求職者支援制度上の給付金・融資制度の比較

		リ・スキリング等教育訓練支援融資事業	求職者支援資金融資 (求職者支援法施行規則第16条)	職業訓練受講給付金 (求職者支援法第7条)
受給要件	対象者	以下の要件を満たす者 (=特定求職者) ・ハローワークに求職の申し込みをしていること ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ・労働の意思と能力があること ・訓練受講が必要とハローワークが認めたこと		
	収入要件	なし	・本人収入が月8万円以下 ・世帯全体の収入が月30万円以下	
	年齢要件	最終返済時の年齢が満76歳未満	最終返済時の年齢が満66歳未満	なし
	併用	求職者支援資金融資・職業訓練受講給付金との併用不可	職業訓練受講給付金と併用可	求職者支援資金融資と併用可
融資(給付)金額		月額10万円 授業料相当額:年間上限120万円	同居配偶者等がいる者: 月額10万円 単身者:月額5万円	職業訓練受講手当:月額10万円 通所手当:月額上限42,500円 寄宿手当:月額10,700円
融資(給付)対象 教育訓練		以下の教育訓練であって、教育訓練期間が1か月以上のもの ・大学、各種学校等が行う訓練 ・教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ・求職者支援訓練又は公共職業訓練	求職者支援訓練又は公共職業訓練	
インセンティブ措置		求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後の賃金上昇で債務の最大50%免除 (個人年収による制限あり)	なし	-
事業の財源		雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5% (本則50%))		

リ・スキング等教育訓練支援融資事業（事業スキーム）

本：特定求職者本人
ハ：ハローワーク
労：労働金庫



- 融資の制度概要をハローワークで説明
- 全ての教育訓練において、訓練前におけるキャリアコンサルティングが必要
- キャリア形成・リ・スキング推進事業（厚労省委託事業）も活用（土日も対応）

- 3年の就業要件、インセンティブ措置の適用を判断するための基準となる訓練前賃金等を確認

- 3か月毎の指定来所日に、ハローワークへの出頭が必要。平日の出頭が難しい場合は、オンライン面談を検討。
- 訓練状況や訓練の継続意思等を確認

- インセンティブ措置の適用を確認